

ごみ

家庭ごみ収集

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

家庭ごみ収集は9分別収集となっています。収集区分ごとに定められた排出方法を守ってください。

事業活動で発生したごみは、町の収集に出すことはできません。事業活動（会社、商店、農業、工場など）で発生したごみは、事業者自らが適正な方法で処分するように法律で定められています。家庭ごみ収集の詳細は別に配布してある「家庭ごみの出し方、分け方」をご覧ください。

○ごみの分別区分

分別区分		指定袋	代表的な品目	出し方の注意
もやせるごみ(有料)	厨芥類(生ごみ)	赤文字の指定袋	野菜、魚、肉類の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	水切りを徹底して
	紙くず類		ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙などリサイクルに不適な紙類、使い捨てカイロ、紙おむつ（汚物は取り除く）など	おむつは汚物を取り除いて透明又は半透明の袋に入れて出す（無料）
	木くず類		木片、草木（土砂は取り除く）、60cm以下の木工製品（60cm以上1m未満は雑貨品・小型廃家電類へ出す）など	剪定枝類は一本の直径15cm以下で、長さ60cm直径30cm以下に縛って3束まで（無料）
	布くず類		汚れてリサイクルに適さない衣類や布類、ぬいぐるみなど	金属は取り外す
	食品容器プラスチック		食品が付着したラップ、トレー、アルミ箔、調味料などが入っていたプラスチック容器、菓子袋など	金属のふたは取り外す、洗剤容器は除く
	その他		保冷剤、乾燥剤、歯ブラシ、歯磨きチューブ、石鹸、ロウソク、かばん、革靴、ズック類、1m未満のうすべり(ござ類)など	
雑貨品・小型廃家電類(有料)		青文字の指定袋	小型の廃家電類、小型の家具類、傘、玩具類、鍋、やかん、ポット、アイロン、照明器具、空き缶以外の金属類、金属のふた、針金入りハンガー、一斗缶、白熱電球、ワープロ、ガスレンジ、石油ストーブ（反射式、芯出し式に限る）、口紅、アルバム、電卓、包丁、ライターは中身を使い切つて	乾電池や燃料類は抜いて出す。一辺の長さが1m未満のもの
プラスチック類(有料)		黄色文字の指定袋	食品用以外のプラスチック類、金属を含まないプラスチックだけの素材でできた製品類（洗剤・化粧品類の容器類、バケツ・ビニールカバー等の日用品類、ハンガー、発泡スチロール類、買い物袋、CDディスク、ビニールシート、テレホンカード、ブランタ、ネガフィルム）	木や金属類は取り外すか切り取り、プラスチックだけにすること
埋立ごみ(有料)		茶色文字の指定袋	陶磁器類、耐熱ガラス、板ガラス、瀬戸くず、ガラスくず、植木鉢、土鍋、など	鋭利な部分があるものは、紙等に包んで出す
ビン・カン(資源物)(無料)	ビン類	透明袋（緑文字の旧指定袋も使えます）	ジュースびん、洋酒びん、ドリンクびん、化粧品びん、欠けた程度のガラスコップ、佃煮びん、のりびん、ガラス製哺乳びんなどの集団回収になじまないもの	中を洗って出す。ビンのふたは雑貨品・小型廃家電類に出す。ビン・カンの中に、たばこ等の異物は絶対入れないでください
	カン類		ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶（中身の無い物）、のり缶などの金属缶類	
スプレー缶・カセットボンベ(無料)		透明袋	スプレー缶、カセットボンベ	使い切つて穴をあけずに出す
ペットボトル(無料)		透明袋(だいたい文字の旧指定袋も使えます)	清涼飲料類、しょうゆ、酒類（料理酒・洋酒・焼酎・本みりん）。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類、プラスチックのふたはプラスチック類	ペットボトルマークが表示されているもののみ、中を洗って出す。ラベルははがしてプラスチック類で出す。
水銀含有ごみ(無料)		透明袋	乾電池、電池、ボタン電池、水銀体温計、蛍光管、鏡	水銀体温計と乾電池は別々の袋に分けて出す
粗大ごみ(有料)			タンス、テーブル、机、本棚、下駄箱、食器棚、サイドボード、ベッド枠、ベッドマット、脚立、畳、オルガン、足踏みミシン、自転車、ファンヒーター、ふとん、カーペット、電子レンジなど	一辺の長さが1m以上1.8m未満、重さ80kg以下のもの。ただし、大きさに関係なく粗大ごみの対象となる品目があります

※「もやせるごみ」、「雑貨品・小型廃家電類」、「プラスチック類」、「埋立ごみ」で指定袋に入らないものは、1枚60円の共通収集シールを貼って、ごみ区分ごとの指定された収集曜日に出して下さい。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

○町で収集しないもの

- ・家電リサイクル対象6品目
ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
…小売店に依頼、もしくは指定引取場所へ自己搬入
- ・事業活動（店舗、飲食店、事務所等）に伴うごみ
…専門収集業者等に依頼してください。
- ・家庭で一時的に多量に出たごみ
引越し、家屋解体、火災時のごみ等
…専門業者へ依頼、もしくは自己搬入
- ・危険性を有するもの
農薬、薬品、バッテリー、感染性廃棄物（鋭利なものに限る）
…買い求めた店、取り扱い店、専門業者に依頼
- ・引火性を有するもの
ガスボンベ、貯油タンク、塗料、溶剤、火薬、花火等
…買い求めた店、取り扱い店に依頼
- ・その他
自動車用部品（タイヤ、ホイール含）農機具、ピアノ、1.8mを超えるもの、80kgを超えるもの、鉄の塊（厚さ3mm以上のもの）、パソコン、原付バイク
…専門業者、取り扱い店に依頼

○ごみの有料化とは？

町民の皆様が指定のごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を負担していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○各ごみ指定袋の値段は？

ごみの種類／袋の種類	特大袋 (60リットル)	大袋 (35リットル)	小袋 (20リットル)	極小袋 (10リットル)
もやせるごみ	1枚60円	1枚35円	1枚20円	1枚10円
プラスチック類	—	1枚35円	1枚20円	—
雑貨品・小型廃家電類	—	1枚35円	1枚20円	—
埋立ごみ	—	—	1枚20円	1枚10円
上記ごみの中で袋に入らないもの	1枚60円の共通収集シール			

※共通収集シールとは、「もやせるごみ」、「プラスチック類」、「雑貨品、小型廃家電類」、「埋立ごみ」で、袋に入らないごみに共通して貼るものです。これまで、袋に入れずにそのまま収集所に出していたものについては、共通収集シールを直接ごみに貼って出すこととなります。

※なお、ごみ袋及び共通収集シールは町内の指定販売店より購入していただくこととなります。

※粗大ごみは従来どおり有料となります。

○他のごみの出し方は？

◇有料化対象としないごみについて

有料化対象外のごみ及びその出し方については、次の表にまとめていますので、ご確認下さい。

有料化対象外ごみ	ごみの出し方
ビン・カン	指定袋は設けず、それぞれ透明袋に入れて出します。 (※ビン・カン、ペットボトルの旧指定袋を使用して出すこともできます)
ペットボトル	
紙おむつ	透明袋又は半透明袋に入れて出します。
古紙類 (新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ)	従来どおりの出し方になります。
水銀含有ごみ(乾電池、蛍光管等)	
剪定枝(家庭用)	
指定の小型家電類	旧役場資源物拠点回収へ出します。

◇町内の一斉清掃やごみ収集所の管理で出たごみについて

町でボランティア袋を支給します。町内会や団体などで申し出てください。(ボランティア袋も分別していただく必要があります。)

資源回収

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町内で行われているものに、子ども会、小中学校PTAなどの団体が中心となって行う集団資源回収と、町が定期的に行う資源回収があります。

集団資源回収は、子ども会、小中学校PTA、各団体ごとに実施しています。回収対象は、雑誌、段ボール、新聞紙、牛乳パック、ビン類、ぼろ布などです。

町の回収は、ご家庭で出される雑誌（雑がみを含む）、段ボール、新聞紙・古着・古布を指定した日に回収しています。また、指定の小型家電類についても、旧役場の資源物拠点回収で回収しています。会社、商店、工場などの事業活動で発生したものは回収いたしません。

子ども会、小中学校PTAなどの団体は、資源物の回収量に応じて町から交付される資源回収推進奨励金が重要な活動資金源となっています。皆様のご協力をお願いします。



衛生

し尿くみ取り

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町が許可した業者が行います。お盆前や年末には申し込みが集中しますので、お早めに申し込んでください。

許可業者名

(有)吉田総合商事 TEL 664-7258

(有)原田衛生 TEL 664-5321

合併処理浄化槽の設置

問い合わせ ▶ 地域整備係・下水道係
TEL667-1113

下水道区域以外で合併処理浄化槽を設置した場合は、設置届を2部提出してください。また、定期的な保守点検・清掃と年1回の水質検査を行ってください。これは法律で義務付けられています。

なお、新築・増改築時に合併処理浄化槽を設置した場合および汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助制度がありますので、工事をする前に下水道係へお問い合わせください。

生活環境

公害

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚染についてのご相談に応じています。

消費生活

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL666-8911

環境汚染が深刻な社会問題となり、健康商法やかたがり商法などの悪徳商法による被害も依然としてみられるなど、消費者一人ひとりの責任ある行動が問われています。

消費者の身近なアドバイザーとして、団体やグループの学習をお手伝いするのが県消費生活サポーターです。話を聞いて、より賢い消費者になりましょう。講習を希望される場合は、県消費生活センター(TEL 624-0999)に申し込んでください。

町営住宅の入居

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

町営住宅に入居できるのは、次の条件をすべて満たす方です。

1. 同居する親族がいること (一部単身入居可)
2. 収入基準にあうこと
3. 住宅に困っていること
4. 町税等を滞納していないこと

入居者の募集は、広報紙などでお知らせします。



3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

ペット

ペットを飼っている方

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

◆犬の予防注射

犬を飼ったときは、登録と年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

○登録

生活環境係で随時または集合接種時に受け付けします。また、動物病院でも受け付けをしています。

○予防注射

生後91日以上の子犬は狂犬病予防注射が義務づけられています。日程は広報紙でお知らせします。登録済みの場合はハガキで個人通知します。また、随時動物病院でも接種することができます。

◆犬が人を咬んだとき

飼い犬が人を咬んだ場合は、飼い主が保健所に届け出るように義務づけられています。犬に咬まれた場合は、すぐに治療をうけ保健所（TEL622-2543）または生活環境係に被害を申し出てください。

◆ペットが死亡したら

犬が死亡した場合には生活環境係に死亡届を出してください。印鑑・鑑札・注射済証をご持参ください。ペットの死体焼却は、山形市のエネルギー回収施設（立谷川）の小動物専用焼却炉で処理することができます。エネルギー回収施設（立谷川）で手続きを行ってください。なお、手数料は3,000円です。

◆犬がいなくなった時には

保健所（TEL 622-2543）または駐在所へ問い合わせをしてください。

◆犬の所有者、所在地が変更になったときには

新しい住所地の市町村へ届けが必要です。身分を証明するものと鑑札をご持参ください。

野鳥を飼養する場合

問い合わせ ▶ 農政係 TEL667-1106

◆野鳥の飼養は救護のみです

平成24年4月からすべての野鳥は愛がん目的での飼養が法律で禁止されました。野鳥を飼養できるのは傷ついた野鳥の救護による場合のみであり、30日以上飼養する際は必ず町へ飼養登録の手続きを行ってください。野鳥は自然の中で観賞しましょう。



上水道

上水道

問い合わせ ▶ **最上川中部水道企業団**
TEL662-2163
〒990-0401 中山町大字長崎4848番地

飲み水などの水道事業は最上川中部水道企業団が行っています。

◆引っ越し・転居

家屋の新築や引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するときは、早めに企業団へ連絡してください。(転居されるときは、3～4日前までに)

◆所有者や使用者変更・廃止

水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。届け出用紙は企業団および指定工事店に準備してあります。

◆水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、水道工事が必要になったときは、企業団指定工事業者に、ご相談・お申し込みください。指定工事業者が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

簡易水道など

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

町では、次の簡易水道などを管理しています。

- ・築北簡易水道
- ・大蔵簡易水道
- ・杉下飲料水供給施設
- ・西黒森、檜実沢、撰待飲雑用水供給施設

これらの施設から給水を開始、廃止、変更するときや工をするときは、所定の手続きをしてください。

下水道

下水道

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

◆引っ越し・転居

引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するとき(下水道が設置されている場合)は、早めに申し出てください。

◆所有者や使用者変更・廃止

下水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。廃止または中止する場合、届け出がないと下水道使用料が発生してしまいます。届け出用紙は町ホームページや下水道係および下水道指定工事店にありますので早めに提出してください。

◆下水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、下水道工事が必要になったときは、下水道指定工事店にご相談・お申し込みください。下水道指定工事店が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

使用料金表(1ヶ月につき)

基本料金(～10m ³)	1,500円
11m ³ ～30m ³	160円
31m ³ ～	170円

※下水道使用料には別途、消費税相当額が加算されます。
※下水道使用料は、水道料金と合わせて2ヶ月ごと請求されます。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

安全・安心

火災を見たら……119番

町では、消防事務を山形市に委託しています。
火事の際は、「火事です!!山辺町△△〇〇番地の
〇〇さんの住宅で、2階が燃えています。」のように、
場所・目標・状況をはっきりと通報してください。

火 災

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

消防車両の出動などに関する問い合わせ
山形市消防本部災害情報テレホンサービス
TEL050-1807-3119

◆火が出たら！

○早く知らせる

「火事だ」と大声で近所の人に知らせましょう。
もしも声が出ないときには、ヤカンなどをたたき
異変を知らせましょう。どんなに小さな火でも
119番に通報してください。一人で内緒で処理し
ようと思うことは、もっとも危険なことです。

○早く消火する

火が出てから3分以内が消火できる限界です。
水や消火器だけでなく、手近にある座布団や毛布
なども活用してください。ただし、油火災のとき
に水を使うと、燃え広がったり、やけどを負った
りして危険です。

○早く逃げる

壁から天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避
難してください。火災で一番怖いのは煙と有毒ガ
スです。最近の住宅は、炎をあまり出さずに煙や
ガスを出し、その煙やガスは、あなたが歩くより
早いのです。そして、一度外へ逃げたら、決して
中へ戻らないでください。

以上の3原則を守り、あわてず落ち着いて行動
してください。

◆消防団

皆さんの生命・財産を日夜守っているのは町消
防団です。「自分たちの町は自分たちで守る」こ
の精神で頑張っています。地元消防団活動にご理
解とご協力をお願いします。

火災予防

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

◆住宅用火災警報器の設置

住宅火災から生命を守るために、住宅用火災警
報器の設置が義務づけられています。住宅火災か
らの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅
用火災報知器を設置しましょう。

◆住宅用消火器の設置について

みなさんのお宅には消火器はありますか。消火
器の設置は初期消火に非常に有効です。古くなっ
ていたり、サビが付いている消火器を使用するの
は危険ですので、必ず使用期限をご確認ください。

災害互助会

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

災害互助会では、不幸にして火災にあわれた方
に対し、町民を代表して見舞金をお渡ししていま
す。

◆見舞金

居住する住宅が全焼 最高 1,000,000円

部分的な被害の場合は、その程度により額を決
定します。詳しくはお問い合わせください。



救急車が必要なときは…119番

町では救急業務を山形市に委託しています。あわてず、はっきりと通報すれば救急車はその分早く到着します。

救 急

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

○救急車の出動

救急車は、交通事故などの負傷者や急病人を一時間も早く治療を受けさせるために通報者からの聴き取り中でも出動しています。落ち着いて答えてください。

○救急車を要請するときは

1. 現在地と患者さんの年齢、性別
2. 傷病の具体的な状況とその原因
3. 患者さんの呼吸、意識、出血の有無
4. 持病とかかりつけの病院名
5. あなたの名前と電話番号

以上を、あわてずはっきりと伝えてください。

24時間 健康・医療相談サービス

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119



119番に迷ったときは

24時間健康・医療相談サービス

0120-023-660

【山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です】

専門スタッフが24時間無料で、わかりやすくアドバイスいたします。

災 害

問い合わせ ▶ 危機管理係 TEL667-1119

◆地震がおきたら

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとる

ことが極めて重要です。いざというときに落ちついて行動できるよう、日ごろから心掛けましょう。

○まず落ち着いて身の安全を

机やテーブルに身を隠す

・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくしましょう。座布団などが身近にあれば、頭を保護しましょう。

避難口の確保を

・揺れを感じたら、ドアや窓などを開けて避難口を確保しましょう。

あわてて外へ飛び出すな

・大揺れは1分程度で収まるので、周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく、落ち着いて行動しましょう。

○あわてず冷静に火災を防ぐ

すばやく火の始末を

・使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消し、元栓を締め、電源プラグを抜きましょう。

火が出たらまず消火を

・万一出火したら、まず消火器やバケツなどで消し止めましょう。

・「火を消せ！」と叫ぶと自分自身を冷静にするきっかけとなります。

○じょうずな避難の条件

避難は徒歩で、持ち物は最小限に

・必ず徒歩で避難しましょう。自動車の使用は、交通混乱のもとになります。

・携帯品は、必要なものだけにして、背負うようにしましょう。

山崩れ、がけ崩れに注意を

・山ぎわや急傾斜地域では山崩れやがけ崩れなどが起こりやすいので、ただちに避難しましょう。

正しい情報の入手を

・テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされないようにしましょう。

・町、消防団、警察などからの情報には、たえず注意しましょう。

・電話は、なるべくかけないようにしましょう。

○協力し合って消火・救出・救護

ふだんからのコミュニケーションを大切に

・大きな災害のときに頼りになるのは、家族と隣近所の人たちです。ふだんからのコミュニケーションを大切にしましょう。

・お年寄りや身体の不自由な人、ケガ人などに声をかけ、みんなで助け合いましょう。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

避難場所

火災、地震、台風、水害、地すべりなどによる災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、避難所を開設します。

災害時の対策本部は適時役場に設け、避難場所などについては防災放送、町広報車、登録制メール、SNSなどでお知らせします。

◆非常持出品と備蓄品

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備、点検しておきましょう。

○非常持出品

避難するときは次のものを持ち出しましょう。

1. 貴重品（現金、預金通帳、印鑑など）
2. 非常食品（乾パン、缶詰、栄養補助食品など）
3. 携帯ラジオ、懐中電灯（予備電池は多めに）
4. 応急医療品（ばんそうこう、包帯など、持病のある方は常備薬も）
5. 感染症予防用品（マスク、消毒液、体温計など）
6. その他の生活用品（下着、タオルなど）

○非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自足できるように準備しておきましょう。

1. 飲料水（1人1日3リットルを目安に）
2. 非常食品（レトルト、インスタント食品、調味料など）
3. 燃料（卓上コンロ、固形燃料など）
4. その他の生活用品（毛布、洗面用具、ポリタンクなど）

防災放送自動音声応答システム

防災放送でお知らせした情報を電話で確認することができます。

【自動音声応答電話番号】TEL629-0011

山辺町登録制メール

町からの災害情報などをメールにて配信しております。以下のサイトまたはURLなどから登録ください。

（パソコン・スマートフォン）

<https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home>

（携帯電話）

<https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home>

パソコン・
スマートフォン



携帯電話



交通安全

交通災害共済見舞金

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

交通事故の被害者をお互いに助け合うための制度で、年会費は1人400円です。

万一の事故に備えて、家族全員加入しましょう。

○共済見舞金

治療期間と治療実日数により2万円から15万円の範囲内で支払われます。（後遺傷害50万円、死亡100万円）交通事故発生の日から、1年以内に請求してください。

○交通遺児に対する一時金の支給

会員である父母（養父母）または、生計の中心者が交通事故で死亡したとき、生計を同じくする

満18歳までの子どもに一時金を支給します。

① 激励見舞金

1世帯 50,000円

② 勉学等奨励金

12歳以下 60,000円

15歳以下 80,000円

18歳以下 120,000円

③ 入学祝金

小学校 50,000円

中学校 70,000円

④ 卒業等祝金

中学卒業 70,000円

18歳到達 120,000円

支給事由発生の日から、1年以内に請求してください。